

# 令和8年度 民間建築物アスベスト除去工事助成

アスベスト対策の普及啓発と区民の健康と安全を確保することを目的として、区内にある民間建築物のアスベストを除去する場合、工事費用の一部を助成します。

## 1 必ず、ご確認ください

- 助成を受けようとする方は、必ず事前に助成の対象になるか相談をしてください。
- アスベスト除去工事を実施する前に申請が必要です。
- 申請受付期間は、令和8年4月1日～令和9年1月29日です。ただし、予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。
- 工事着工の14日前までに申請してください。
- 申請を行った年度内に、除去工事を完了させ、助成金交付までの手続きをすることが必要です。年度をまたいでの手続きは行えません。
- 1建物につき、助成の回数は1回限りです。
- 助成対象を確認した後に工事内容の変更があったときは、変更届が必要になりますので、ご相談ください。事前に変更届が提出されなかった場合、助成を受けられない場合があります。

## 2 助成金の内容

- アスベストを含有する吹付け材、断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去を行う工事の費用の一部を助成します。ただし、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項に規定する届出を必要としない工事については除きます。
- 除去工事は施工計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、当該計画に従って整備された現場体制により実施する必要があります。

### 助成金の額

建築物の種類	助成率	上限額
一戸建て住宅（兼用・併用住宅含む）	アスベスト除去工事費用の1/2	30万円
共同住宅・事業所・その他の建築物	アスベスト除去工事費用の1/2	100万円

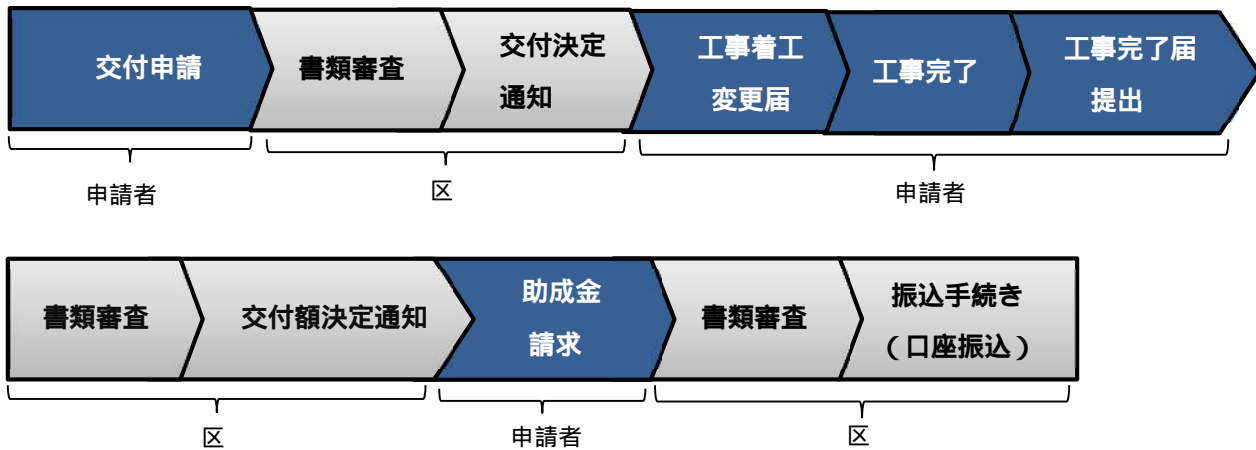
消費税及び地方消費税を除きます。助成金額は1,000円未満を切り捨てます。

## 3 申請できる方

- 区内に建築物を所有する中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等
- 区内に建築物を所有する個人
- 区内にある分譲マンションの場合は、その管理組合  
住民税を滞納している方は申請できません。

#### 4 助成の流れ及び必要書類

申請内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。  
書類が用意できない場合、助成できませんのでご注意ください。



#### 【 交付申請】

以下の必要な書類をすべてご用意のうえ、提出してください。



#### A すべてに共通する 必要な書類

- 民間建築物アスベスト除去工事助成金交付申請書（様式あり）
- 建築物の案内図（周辺の地図）
- アスベスト除去工事の施工箇所を明らかにした建築物の平面図
- 建築物の外観及びアスベスト除去工事施工箇所の現況写真（撮影日入り）
- アスベスト除去工事の見積書の写し（申請者あてのもので、内訳・数量の記載があるもの）  
「解体工事一式 100万円」等の一式表記等、費用がまとめられている場合は、見積書に加えて内訳書（除去工事費用を明記したもの）を添付してください。
- 建築物の所有を証する書類（建物の登記事項証明書等）  
所有者が複数の場合は、申請者を除く全員の委任状が必要です。
- アスベストの含有が確認できる分析結果報告書の写し
- アスベスト除去工事の施工計画書
- アスベスト除去工事への関与を予定する建築物石綿含有建材調査者の氏名、所属事業者名、講習修了証の写し及びアスベスト除去工事への関与予定を示す書類

## B 申請する方によって、必要な書類

申請する方	必要書類
個人	<p>前年度の住民税を滞納していないことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税証明書又は非課税証明書（特別区民税・都民税）等</li> <li>・ 同意書（様式あり）</li> </ul> <p style="text-align: right;">} いずれか一部</p> <p>前々年度1月1日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことで、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。</p> <p>委任状（様式あり、<u>建物所有者が2人以上の場合のみ必要</u>）</p> <p>建物の所有者（所有予定者）が複数名いる場合は、1名が代表して申請者になりますが、他の建物所有者（所有予定者）から申請者へ助成金手続きを委任する意思を示す「委任状」が必要です。</p>
法人	<p>前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税証明書（法人都民税）等</li> </ul>
分譲マンションの管理組合	<p>申請者が管理組合の理事長であることが分かる書類（理事長選任の議事録等）</p> <p>管理組合の管理規約が確認できる書類（表紙・共用部分の定義と範囲が分かる部分・物件名・所在地・建物概要）</p> <p>助成金の申請について管理組合が承認したことが分かる書類（議事録等）</p>

### 【 交付決定】

「 交付申請」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付が決定しましたら、「民間建築物アスベスト除去工事助成金交付決定通知書」を送付します。

### 【 工事着工】

「 交付決定」の内容に沿ったアスベスト除去工事を行ってください。

#### 工事内容に変更があった場合

工事内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。変更工事着手前に必ずご相談ください。内容によっては、対象外となる場合があります。

### 【 変更届】以下の書類を提出してください。

- 民間建築物アスベスト除去工事変更届（様式あり）
- 変更内容が分かる資料

例 施工箇所の変更      変更前後の図面  
 工事費用の変更      変更前後の契約書・見積書等

なお、助成と関係ない部分の工事であっても、当初の見積書に記載されている工事に変更がある場合は、変更内容がわかる書類が必要です。

### 【 変更の確認】

「 変更届」で提出いただいた書類の内容を審査し、適当と認めた場合は「民間建築物アスベスト除去工事変更確認通知書」を送付します。

## 【 工事完了届】

工事が完了したら、以下の書類を提出してください。

- 民間建築物アスベスト除去工事完了届（様式あり）
- 契約書の写し
- 請求書及び支払内訳書（アスベスト除去工事費であることを示す明細）の写し
- アスベスト除去工事に要した費用の領収書又は支払を完了したことを証する書類の写し
- アスベスト除去工事が完了したことが分かる書類
- アスベスト除去工事の作業中及び完了後の写真
- 建築物石綿含有建材調査者がアスベスト除去工事に関与したことを示す書類（交付申請時から調査者に変更があった場合は、当該調査者の氏名、所属事業者名及び講習修了証の写しを含む。）

## 【 交付額決定】

「 工事完了届」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付額が決定しましたら、「民間建築物アスベスト除去工事助成金交付額決定通知書」を送付します。

## 【 交付請求】

民間建築物アスベスト除去工事助成金交付請求書兼口座振替依頼書を提出してください。

## 【注意事項】

不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

## 【担当・問合せ先】

墨田区資源環境部環境保全課指導調査担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話：03-5608-6210

✉：KANKYOU@city.sumida.lg.jp